

事務連絡
令和5年12月27日

全国電機商業組合連合会 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の公布について（周知）

平素より家電リサイクルの推進にご協力賜り御礼申し上げます。

さて、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が本日12月27日付で公布されました。本政令により、令和6年4月1日から、家電リサイクル法の対象品目であるテレビに、有機EL式テレビが追加されることとなります。

今回の改正の概要については下記のとおりですので、ご承知いただくとともに、施行に向けて必要なお準備をいただきますよう、貴会におかれましては、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

なお、有機EL式テレビのリサイクル料金に関するご質問は、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター（下記参照）までおたずねください。

記

（1）改正の概要

以下の品目を家電リサイクル法の対象品目に追加するものです。

有機EL式テレビ（電源として一次電池又は蓄電池を使用するものや建築物に組み込むように設計されたものを除く）

（2）施行日

令和6年4月1日

(参考)

- 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

https://www.env.go.jp/press/press_02566.html

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222004/20231222004.html>

- 特定家庭用機器再商品化法に関する資料集

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

- 一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター 連絡先

(受付時間：午前9時～午後6時（日・祝休）)

0120-319640（フリーダイヤル）

03-5249-3455（有料）IP電話などフリーダイヤルにつながらない場合